黒滝村新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援金申請要項

【事業の概要】

新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」という。)が全国的に広がる中、事業者の感染症予防及び売り上げの減少防止の観点から、「密閉」「密集」「密接」を避ける対策に併せて、知恵と工夫で事業を継続し、村を元気にしようとする取り組みを支援するため、黒滝村新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援金(以下「村対策支援金」という。)を交付します。

〇交付額 1事業者あたり5万円(1回のみ)

※ 事業者とは、事業活動拠点として、自己所有又は賃貸の施設を運営するもの。

【要件】

次のいずれかの要件を満たすこと。ただし、黒滝村が出資する法人は対象となりません。

- (1) 黒滝村新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付要綱(令和2年黒滝村要綱第一号、以下「村協力金」という。)において先に交付決定を受けた者。
- (2) 黒滝村新型コロナウイルス感染症拡大防止支援金交付要綱(令和2年黒滝村要綱第 号、以下「村支援金」という。)において先に交付決定を受けた者。

【申請手続】

(1) 申込受付期間

令和2年7月1日(水曜日)~同年10月30日(金曜日)

(2) 申請方法

原則、郵送(感染拡大防止の観点から、持参による申請はご遠慮ください。) 簡 易書留、レターパックなど郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。

- ※申込み受付期間内必着
- (3) 申請に必要な書類等

黒滝村新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援金申請書兼誓約書(第 1 号 様式)

- ※振込先口座は申請者本人名義(法人の場合は当該法人名義)の口座に限ります。
- (4) 申請書等の郵送先

〒638-0292 黒滝村大字寺戸77番地

黒滝村役場 企画政策課 「対策支援金受付係」 宛

- ※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。
- ※送料は申請者側でのご負担をお願いします。

【お問い合わせ先】

黒滝村役場 企画政策課

TEL: 0747-62-2031 FAX: 0747-62-2569

MAIL: kuro_ks@vill.kurotaki.lg.jp

【対策支援金の交付】

申請書類を受理した後、その内容が適正と認められるときは、対策支援金交付決定通知を送付するとともに、対策支援金を先に申請した「黒滝村新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」又は「黒滝村新型コロナウイルス感染症拡大防止支援金」の振込先口座と同じ口座へ振り込みます。

一方、申請書類の確認の結果、内容が適正と認められないときは、不交付決定通知を送付します。

なお、いずれの場合も申請書類の返却はいたしません。

【対策支援金の返還】

対策支援金受領後に要件を満たさないことが判明した場合、その他不正の手段 等により対策支援金を受領した場合、村は対策支援金の支給決定を取り消しま す。申請者は、対策支援金を返還するとともに、対策支援金の受領の日から返還 の日までの日数に応じた加算金(対策支援金の額に年率10.95%の割合で計 算した額)を納付いただくことになります。

また、対策支援金を返還期日までに返還しなかったときは、返還期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を村に納付しなければなりません。

【交付事業者の紹介】

対策支援金の交付決定を受けられた事業者については、事業者の施設名(屋号) 及びその対策内容を村が後日調査し、村のホームページ等でご紹介させていた だきます。

【その他】

- 1. 申請後かつ支給前に支給要件を満たしていないことが判明する等、申請者自らの意思により申請を取り下げる場合はその旨を届け出てください。その場合は村担当課まで事前にご連絡ください。
- 2. 支給後に支給要件を満たしていなかったことが判明した場合は、速やかにその旨を届け出てください。届出をされる方は、村担当課まで事前にご連絡ください。
- 3. 対策支援金の支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、黒滝村は、事業所の活動状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- 4. 申請書類に記載された情報を国及び県及び村税務担当課と情報を共有することがあります。
- 5. 奈良県協力金の受給状況を確認するため、申請書類に記載された情報を、奈良県と情報の照合をすることがあります。
- 6. 申請書類に記載された情報を、黒滝村暴力団排除条例に基づき、奈良県警察本部に提供すること があります。